

魚病対策促進協議会

(第4回)

農林水産省消費・安全局

魚病対策促進協議会

令和2年12月24日（木）

14：57～17：41

ウェブ会議（座長、副座長、事務局のみ）

農林水産省4階会議室449）

議 事 次 第

議題

- （1）「規制改革実施計画」実施項目への対応について（意見交換・協議）
 - ・魚病の迅速診断体制の構築について
 - ・魚病に詳しい獣医師の拡充について
 - ・ワクチン接種等感染症対策の在り方について
- （2）今後のスケジュール
- （3）その他

午後2時57分 開会

○猪狩班長 失礼します。消費・安全局水産安全室の猪狩と申します。

定刻となり、皆さんお集まりのようですので、第4回魚病対策促進協議会を開始したいと思います。

よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症対策のため、廣野座長及び和田副座長のみ農水省の方にお越しいただきまして、委員の方々はウェブ会議での開催としております。

報道関係者を含め、傍聴の方は別室で御参加していただいております。

通信状況によっては不都合が生じる場合もあるかと存じますが、御容赦願いたいと思います。不都合が発生した場合はチャット機能、又は先日当方から御連絡しました事務局の連絡先まで直接御連絡いただければと存じます。

(カメラ撮り)

○猪狩班長 次に、消費・安全局畜水産安全管理課長の郷より御挨拶を申し上げます。

○郷課長 本日は、年末の御多用のところ本協議会に御参加いただき、誠にありがとうございます。

感染症対策のためウェブでの開催となりましたけれども、廣野座長、和田副座長には対面での御参加を頂いております。

本日は、よろしくお願いいたします。

これまで、本協議会におきましては、養殖業の成長産業化のため水産用医薬品の使用に関する基準の見直し、また獣医師リストの作成とその活用、またリスト獣医師と魚類防疫員との連携、あるいはワクチン接種等感染症対策の在り方などについて御意見を賜り、魚病対策の迅速化に向けて検討を進めてまいりました。

本日の協議会では、前回10月13日の協議会で、議論いたしました魚病の迅速診断体制の構築、魚病に詳しい獣医師の拡充、またワクチン接種等感染症対策の在り方、以上3点について、先般頂いた御意見を基に農水省としての対応の方向性を整理いたしました。これを踏まえまして、御意見を頂きたいと思っております。

養殖業の成長産業化のためにも魚病対策は重要であり、迅速で効率的な診断体制、有効な感染症対策につなげてまいりたいというふうに考えております。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を頂けますと幸いです。

以上、簡単でございますが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

本日もよろしくお願いいたします。

○猪狩班長 ありがとうございます。

冒頭カメラ撮りは終了しておりますので、そのほかに傍聴の方々は別室、消費・安全局第2会議室1階ドア番号143にて待機をお願いいたします。

本日は、事務局の方から「規制改革実施計画」の実施項目への対応、1つ目は魚病の迅速診断体制の構築、2つ目は魚病に詳しい獣医師の拡充、3つ目はワクチン接種等感染症対策の在り方、の3項目につきまして、第3回の協議会で委員の方々から頂いた意見を取りまとめ、追加の情報等を説明し、これらを踏まえて今後の対応の方向性に関しまして、委員の皆様は今後措置すべきこと等の内容について確認していただき、御意見、助言を頂きたいと思っております。

また、本日は前田委員が所用につきまして欠席、久保埜委員が30分ほど遅れるという情報を頂いております。

よろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第に記載の3、配付資料を御覧ください。

資料は、まず1番、「規制改革実施計画」実施項目への対応について、ございます。

(1) 魚病の迅速診断体制の構築について、2ページから11ページまでございます。(2) 魚病に詳しい獣医師の量的拡充について、ページ番号12ページから18までございます。

(3) ワクチン接種等感染症対策の在り方について、ページ番号20から28までございます。資料2につきましては、今後のスケジュール、A4の1枚紙がございます。

御確認いただきまして、資料の過不足等がありましたら、事務局の方まで御連絡を頂きたいと思います。

よろしくお願いいたします。

また、御発言いただく際は、チャット機能で挙手等、御示唆していただければと思います。チャットを確認しましたら、事務局の方から御指名させていただきますので、それまではマイクのミュートをオフにして御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、御発言の際は名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。それでは、これより議事に入ります。

ここから議事進行を座長の廣野委員にお願いしたいと思っております。また、進行の補佐を座長代理の和田委員にお願いしたいと思います。

それでは廣野座長、和田座長代理、よろしくお願いいたします。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

座長の廣野です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様方には議事の円滑な進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の「規制改革実施計画」実施項目への対応について、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

○中里室長 それでは事務局の中里です。

資料に従いまして、御説明させていただきます。

まずは、1ページをお願いいたします。

本日、御議論いただくのは先ほど御紹介がありまして、魚病の迅速診断体制の構築、魚病に詳しい獣医師の拡充、ワクチン接種等感染症対策の在り方でありまして、これについて前回の御議論を踏まえて整理したものに御意見を頂きたいと思っております。

まず、2ページでございます。

魚病の迅速診断体制の構築についてでございます。

規制改革実施項目の内容を確認いたします。各地域の養殖業者が日常的に相談できるかかりつけ獣医師について、その定義（一定時間内に獣医師の診療を受けられる等）を明確化、という内容がございます。

そして、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保、当番制などの体制を構築した上でリストを公開などする、とされております。

また、3つ目のポツでございますけれども、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築するとなっております。

4つ目のポツでございますが、魚病の診断ができる獣医師が不在、又は不足している都道府県に対して、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に、速やかに獣医師と連絡を取れるようにする（オンラインによる診療も含む）、とされております。

現状でございますけれども、こちらは前回の協議会資料に提出したものでございますので、ポイントだけ説明させていただきます。

まずは、遠隔診療についての診療の質の維持を図りつつ、緊急時に迅速な診療ができるようにガイドラインを検討しております。

2つ目でございます。各地域の養殖業者が日常的に相談しているのは主に都道府県の魚類防疫員、全国に440名いらっしゃいます。

以上の内容でございます。

では、もう1ページ、繰っていただきまして、3ページ目でございます。

こちらの方には、前回の協議会における魚病の迅速診断体制に関する主な意見を抜粋したものでございます。

魚類防疫員と獣医師の連携につきましては、魚類防疫員とか魚類防疫協力員とか、魚類防疫士の方たちの役割というもの重要、そしてそれぞれの役割分担をもってチームで水産獣医療をきちんと進めていくことということが出ております。

2つ目のポツでございますけれども、現在の体制でされている魚類防疫員、魚類防疫協力員の皆さんとやっていくんだということが発言されております。

3つ目でございますが、この制度に関しましては、我々獣医師と現場の魚類防疫員、魚類防疫協力員との協力の下じゃないと話は決して進まないのご意見。

3ページ、4つ目のポツでございます。

一生産者さんの飼っておられる魚の病気の情報をフリーにその獣医師さんが必要とされているからといって流すのは非常に危険がある、という御意見。

遠隔診療について、迅速化と正確な診断のためには設備の整った水試などでの機関の事前の検査が重要。準備された検査結果を基に獣医師が診断する必要がある、という意見。

では、4ページ、1つ目のポツです。

今回検討しているオンライン、あるいは獣医師の協力というものはそういうチョイスを作っておくことによって、より水産養殖が発展でき、持続的な生産もできるということ。

次に、2つ目のポツ、獣医師という国家資格を持っている人間に対する期待というのは適用外使用。

3つ目のポツ、特に抗菌剤の使用を基準外のものを獣医師さんの指示によって使うということが余りにも手軽に行われることによって、抗菌剤の使用が増えることが心配。さらに薬剤耐性菌の発生ということにつながる。そういった方向に進まないような策を盛り込んでいただきたい。

人材育成、全国都道府県の魚類防疫員のレベルが下がらないように、お互いにレベルアップすることができるような体制を作っていただくことが必要。

5ページ、御意見のまとめでございます。

獣医師と魚類防疫員等との連携体制の構築が重要。

2つ目、現在の魚類防疫員体制の全体像の強化とそれぞれの役割分担が重要。

3つ目、魚類防疫員から獣医師に養殖業者の疾病情報を提供する際のルール化が必要。

4つ目、遠隔診療を取り入れることは有効。迅速かつ正確な診断のためには獣医師と魚類防疫員等との連携体制の構築が必要。

5つ目、食の安全や薬剤耐性菌対策の観点から、獣医師が医薬品を適用外使用する場合の一定の管理が必要。

6つ目、魚類防疫員等と獣医師双方の人材育成の充実が必要。

これら委員の御意見を踏まえた対応の方向性でございます。

魚類防疫員等と獣医師との連携が重要であり、そのための耐性を構築、手法の1つとして「漁場改善計画」を活用。

2つ目、遠隔診療のガイドラインを踏まえ迅速で正確な診療のための体制を整備。

併せて、魚病対策充実のため魚類防疫員と獣医師双方の人材育成を推進する、となっております。

具体的には、6ページでございます。

遠隔診療のガイドライン案の進行状況でございます。

オレンジの囲みの中、1つ目のポツにありますように令和2年度補助事業を活用し、情報通信機器等を活用した水産動物医療の考え方等について検討しております。

2つ目のポツ、令和2年度以内に水産動物医療における遠隔診療のガイドラインを策定いたします。

ガイドラインの概要でございますが、1つ目のポツ、人医療及び獣医療指針等を参考とし、水産動物医療分野の現状、特性などを考慮して作成しております。

2つ目のポツ、獣医師に限らず水産動物医療に関わる全ての従事者を対象としております。

そして、原則初診は対面診療とし、その後も最低でも1年に1回以上の頻度で対面診療を行います。

獣医師は特に適用外使用などの緊急的な措置を求められるため、緊急時かつ一定の条件、例えば診療に必要な情報を魚類防疫員から提供されるときなどを満たす場合に限り、初診でも遠隔診療は可能というような内容で検討しているところでございます。

7ページ、迅速な診療を行う体制のイメージでございます。

養殖業者の実態や協議会委員の意見を踏まえ、獣医師が養殖魚の迅速診断を行う体制について、以下の2パターンを想定しております。

下の図を御覧ください。

パターン1は、養殖業者が特定の獣医師から定期的に巡回を受ける等、契約関係にある場合でございます。

2つ目のパターンは、都道府県の魚類防疫員が獣医師に依頼できる環境にある場合でございます。この場合、獣医師は魚類防疫員を通じて養殖場や魚病の状況を把握し、対面診療などやオンラインによる遠隔診療を行うことになります。

8ページをお開きください。

こちらは最初のパターン1のイメージ、運営方法でございます。診療は対面が原則ですが、獣医師が定期的に養殖場の状況を把握していれば、遠隔診療の基本的な活用は可能です。正確な診療のためには魚類防疫員、水産試験場などとの連携が必要となってきます。

2つ目のポツ、獣医師が適用外使用を行った際の「出荷制限期間指示書」の写しをこの養殖場を所管する都道府県の水産試験場等に提出するなど、最低限の情報共有ができるよう農林水産省から養殖業者、獣医師に依頼いたします。

獣医師と魚類防疫員の協力体制の気運を醸成するため、都道府県が通常開催している養殖業者向けの魚病研修会などへの参加の呼びかけや魚病対応に対する都道府県の方針などの情報を共有することを都道府県に農林水産省から依頼する内容となっております。この下の図の黄色い線のところが、今後取り組むべきと考えているものでございます。

また、繰っていただきまして、9ページでございます。

こちらは、パターン2、養殖業者が魚類防疫員を通じて獣医師に依頼する体制のイメージでございます。

2つ目のポツから獣医師の診療が必要な場合は、対面診療が原則ですが、緊急かつ一定の条件を満たす場合は、初診でも遠隔診療が可能となる体制でございます。

また、都道府県は養殖業者が選定したリスト獣医師に対して、地域で開催する魚病関係研修会等への参加の呼びかけや魚病対応に関する都道府県の方針などの情報を共有します。

都道府県は、獣医師に対して積極的に地域の研修会などへの参加を推奨するほか、魚病診断内容や指示書に関する情報を水産試験場などと共有することを要請することを考えております。

次の10ページでございます。

これらパターン1、パターン2を御紹介してきましたが、この体制整備の担保方法の例を御紹介したいと思います。

「漁場改善計画」を活用した連絡体制図の作成と「漁場改善計画」への記載でございます。

「漁場改善計画」は持続的養殖生産確保法に基づき、持続的な養殖生産を確保することを目的として、漁協等が養殖漁場ごとに策定しております。また、本計画は魚病の予防にも活用されております。

具体的な内容は下の四角の図を御覧ください。

実施のための体制というものが現在もいろいろ取られておりますが、この中に獣医師を含めた連絡体制図を作成して、組合員、管轄県に共有する旨を改善計画に記載することを考えております。

次の11ページをお開きください。

続きまして、診療に必要な情報を魚類防疫員から獣医師に提供することを担保する1つの手法といたしまして、養殖業者が魚病の予防と対策を実施するため、魚類防疫員、獣医師などの関係者間の診療体制を構築し、関係者間で共有するよう農林水産省で指導いたします。下の右の方にある表のような連絡体制図を作っていただくことを考えております。このような中で、迅速に連絡、情報共有をしていくということを考えております。このことによって遠隔診療における連携、十分な情報提供というところも担保できると考えております。

以上のように、迅速診断体制の構築を検討して、事務局の方で案を考えているところでございますので、こちらについて御意見を頂きたいと考えております。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

ただいま事務局の方から幾つかポイントを絞って説明していただきましたけれども、まず1つが、水産動物の迅速で効率的な診断のために遠隔診療、これについて工夫をしながら検討していく。この点に関しましては、皆様お手元にある資料の6ページのところをちょっと見ていただくと、この遠隔診療に関しましては、現在別の検討会の方でガイドライン等の検討を進めていっているところでございます。

続きまして、迅速診断を行うための体制ということで、パターンを2つ示していただきました。パターン1とパターン2ということで、パターン1は養殖業者が直接獣医師に依頼するというパターン。パターン2が魚類防疫員を間に挟んでという、ただしパターン1

においても、魚類防疫員、あるいは魚類防疫士等の関係を、8ページの上の四角の中のポツの3つ目で、協力体制の気運を醸成していくというようなことも必要である。そのためには農林水産省等が間に入って魚病研修会等に獣医師とそれから魚類防疫員と参加していただいて交流をする等を計画していくことが重要であろうと。

その次が、体制整備として、11ページ、「漁場改善計画」、これに関連して、魚類防疫員と獣医師との連携体制を担保するために事務局等から漁業協同組合で作成する「漁場改善計画」の活用方法についての1つの案というのが示されました。

ただいま御説明していただきました事柄について、委員の方から御意見、御質問等を受け付けていきたいと思います。

本日は最初にも説明がございましたが、結論を出すというよりはできるだけ皆様からたくさん御質問、御意見を受け付けて、次のこの協議会の方で最終案的な形に持っていければというふうに考えておりますので、どうぞ積極的によろしく願いいたします。

○廣野座長 それでは、森本先生、よろしくお願いいたします。

○森友委員 お尋ねしたかったのは、都道府県等で開催される会議に獣医師の方も参加できるお話ですが、都道府県で開催がある場合、地方の獣医師などから回すという意味なんでしょうか。

獣医師から個人情報漏れるようなお話なんですけれども、獣医師はもともと診療では個人情報は非常に大切に扱っているわけでありますので、その辺は通常の方とは少し違うと思います。

最後は、「漁場改善計画」で定めるというようなことですが、これは漁協の方から獣医師の方に依頼した場合でしょうか。

以上です。

○廣野座長 森友先生ありがとうございました。

途中、ところどころちょっと聞こえなかったもので、確認をさせていただきながら進めていきたいと思います。

1つ目が、魚病研修会への獣医師の参加についてのアナウンス等々についてどうするんでしょうかという御質問でしたでしょうか。

○森友委員 はい、そのとおりです。

○廣野座長 では事務局の方、何かお考えがあればお願いいたします。

○中里室長 事務局です。

各都道府県の研修については、都道府県の水産担当の方から案内をさせていただくようにしたいと思います。そういうふうにしていただくように、こちらの方から都道府県にお願いしたいと考えております。

○森友委員 分かりました。

○廣野座長 次の質問としては、体制整備の担保の方法の例として、漁場整備計画に関して連携するという事務局からの説明に対して、森友先生、私、ちょっと全部聞き取れなかったもので、個人情報とかと言われていたような気がしたんですが、もう一度ちょっと説明をお願いします。

○森友委員 現状、改善計画の前に、前回の委員の方からの発言の中に、獣医師から養殖業者等の個人情報が漏れてしまうという恐れが指摘されていたように思うのですが、それに関しては、獣医師は日頃診療を行っている関係上、個人情報の取扱いに対しては非常にセンシティブに対応している人たちですので、その辺は余り心配は要らないんじゃないかという、それは私の個人的な意見であります。

○廣野座長 ありがとうございます。

○森友委員 3点目が、「漁場改善計画」に記載するというようなお話だったと思うんですが、それは各地域の漁協の方が獣医師等を含めて、改善計画を作ることなんでしょうか。

○廣野座長 すみません、御説明ありがとうございました。

事務局の方で御回答を頂ければと思います。

○中里室長 2つ目の個人情報の話、前回意見があったのは、都道府県から獣医師さんに情報を提供するときということでしたので、もちろん獣医師さんがどこかに漏らすということではなくて、その養殖業者さんの情報を勝手に第三者に出していいのかという御懸念だと思います。こちらの方は、養殖業者さんときちんと了解が取れていればいいと考えておりますので、了解を取る仕組みの1つとして先ほど御紹介したような「漁場改善計画」で一体となった診断体制、またそのリストを作っていただくということで、その中で情報の共有も了解していただければどうかと、そういうものでございます。

3つ目の御質問でございますけれども。

○廣野座長 「漁場改善計画」を獣医師と一緒に作り上げていくのかというような。

○中里室長 「漁場改善計画」でございますが、これはもう既に全国の魚類養殖業者さんが作っているものでございます。全国で現在、380件の「漁場改善計画」が既に作られて

おり、養殖魚生産量の9割以上をカバーされているものでございます。既にある仕組みでございませう。

○廣野座長 そうじゃなくて、そこの中にこういう体制図を書き込む際に、獣医師と協議するのかということをお願いしてらっしゃる。

○中里室長 失礼いたしました。

その中で、この体制図を作るときは、具体的に私が今考えていますのは、都道府県の水産試験場の方にリストを渡しておりますので、養殖業者の方がリストの中で自分の望ましい獣医師さんを選択していただきまして、その獣医師さんに協議して作っていただくということを考えております。

○森友委員 そうすると、今回のリストの獣医師が該当するということによろしいのでしょうか。それともリストの獣医師さん以外にも出てくるということなののでしょうか。

○中里室長 両方考えられると思います。既につながっていて、リストに入っていない獣医師さんということもあり得ると思います。

○森友委員 分かりました。ありがとうございます。

○廣野座長 ありがとうございます。

水産資源保護協会の岩下さんが先ほど手が挙がっていたと思いますけれども。

○岩下委員 日本水産資源保護協会の岩下です。

聞こえてますでしょうか。

○廣野座長 はい、聞こえています。

○岩下委員 1つ目は、コメント的なところなんですけれども、前回、私、獣医師の方々が水産の場に入るときになかなか入りづらいのではないかと、それをサポートしていただくような何か考えていただけないかということで、意見を出させていただきました。それに対して気運醸成するためにいろいろな機会を国の方としてもサポートしていただけるということが今回書かれているので、非常に酌んでいただいて有り難いなと思った次第です。

2つ目なんですけれども、こちらはちょっと質問させてください。

先ほどの森友先生の御質問と関連するんですけれども、連携体制を明確に示すために、「漁場改善計画」を活用するということを1つの方策として挙げられているわけなんですけれども、「漁場改善計画」は5年ごとの漁業権の切替えのときに、タイミングで各漁協さんは更新をされていると思います。

今すぐというか、近い将来のところでそういうふうに切替えのタイミングがあるのか、

あとそのときまで待たなければならないのかというところが気になっているところなんです、いかがでしょうか。

○廣野座長 岩下さん、ありがとうございます。

事務局の方のお考えをお聞きしたいと思います。

○中里室長 「漁場改善計画」の切替えは、おっしゃるとおり漁業権の更新のときに必ずしなければいけないのですが、そのときを待つこともなく、例えば養殖密度を変えるとかの所要が生じたときは、毎年変えているところもあると承知しております。今回、このリストを作りたい、魚病対策を強化したいと考えている漁協さんがいらっしゃいましたら、その時点でその旨を書き込んでいただき、そしてそのリストを作っていただければと考えております。

○廣野座長 岩下さん、今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

○岩下委員 ありがとうございます。勉強になりました。

○廣野座長 ありがとうございます。

続きまして、大分県の福田さん、お願いします。

○福田委員 はい。

8ページと9ページのパターン1、2に関係するところですが、8ページのパターン1は獣医師さん、それに対して9ページはリスト獣医師さんということになっております。これはパターン1の方は従来からの関係を含むということで、あえてリスト獣医師という表現を避けておられるということだと思っておりますが、都道府県との関係としては基本的には大きく変わらない。要するにリスト獣医師であろうが、リスト獣医師で外れている方であろうが、同じような対応をしなければならないというか、そういう余り気にせずにするということよろしいのでしょうか。そういう質問でございます。

○廣野座長 御質問ありがとうございます。

事務局の方から御回答をお願いします。

○中里室長 もちろん両方とも変わりなく取り扱っていただければと思っております。

パターン1の方は従来余り関係のない、水産試験場と関係を持たなかったところも多いのかなと思いましたので、あえて獣医師さんの方からの「出荷制限期間指示書」の共有であるとか、それから都道府県からの研修への呼びかけなどをお願いしたいとしたものでございます。

○福田委員 何か両方とも分け隔てなく対応するということは、余りリスト獣医師の意義

を感じない気がするのですが、それでよろしいですか。

○中里室長　今回リストを作りましたのは、まず獣医師さん、水産を見ることができる、又は協力をしたいと考えている獣医師さんがどこにいらっしゃるかわからない、あるいは発掘ができないということでしたので、あえてリストを作りました。

もし、都道府県の方で水産を見られる獣医師さんがいらっしゃらなければ、このリストの中から選んでいただきたい。養殖業者さんに選んでいただきたいと思っております。

○福田委員　ということは、下のリスト獣医師以外を含むと書かれているところが疑問に感じるところです。先ほどの森友先生の御質問とも関連するのですが、都道府県の方から研修会等の案内を獣医師さんの方に出せるかという問題がありましたように、これも不特定の方に出さなきゃいけないということになると思います。

基本的に不特定の獣医師さんに案内を出すということは不可能だと思います。出すとすれば、大分県であれば大分県の獣医師会に案内を出すことができるかもしれませんが、従来から関係がある獣医師さんが大分県内の獣医師さんとは限らないわけですので、なかなかそういうのは難しいかなと思います。

○廣野座長　福田さん、御質問ありがとうございます。

リスト、県単位でアナウンスする場合に、県内にいない獣医師に対してのアナウンスは難しいのではないかと、その場合はどうするのかと、そういった御質問だと思うんですけども、この点に関して事務局の方はいかがでしょうか。

○中里室長　事務局といたしましては、都道府県ごとに事情もございますので、全部のリスト獣医師に御案内するというのを想定しているものではございません。例えば、大分県さんでしたら、大分県の養殖業者さんが関心のある獣医師さんとか、大分県付近にお住まいの獣医師さん、又は大学関係の専門性が欲しいなと思うような獣医師さんにセレクトして、お声をかけていただければと思っております。

国の研修は皆さんにやりますが、県は都道府県の事情に応じてやっていただければと考えております。

○福田委員　リスト獣医師さんに関しては、恐らく取捨選択して、例えば、リスト獣医師さんを活用した「漁場改善計画」に各漁協さんがそこに書かれている方に連絡するとか、そういう方法ができるかと思うのですが、要するにリスト獣医師さん以外の獣医師さんというのが存在するわけで、それに対して、研修会の案内だとか、魚病対策に関する情報共有、要するにリストに入らないということを宣言されている方に対して、情報共有する

ことは難しいのではないかと私は思っています。

○郷課長 事務局、畜水産安全管理課長でございます。

御指摘、どうもありがとうございます。

県庁さんの方で普段からお付き合いのある漁協さん、漁協さんが普段から獣医師さんとお付き合いがあると、そういうケースの場合、個別にその漁協さんの方からこういう人にお付き合いがあるんだということを事前に把握するというような状況にしておいていただければうまくいくかなというのが1つです。これはお願いのような形になると思います。

あとはそれでももし足りないということであれば、形式的になるかもしれないですけども、国、全体を見る獣医師会の方にそういうことをやっているんだというようなことをお伝えするというのもって、裏からサポートするということも考えたいと思います。

まず、今の時点で構想を考えているところでございまして、現場が動き出したときに不都合が出ましたら、そこを一つ一つ埋めていくというやり方で進めてまいろうと思っておりますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○福田委員 ありがとうございます。

是非、リスト獣医師さんに登録されてない方の実態とか、そういうのを把握していただいて、基本的に全てリスト獣医師さんに含まれるような形の努力をお願いしたいと思います。

○廣野座長 ありがとうございます。

そうですね、国の方でリスト化した人以外の獣医師さんの方も養殖場とか漁協さんなんかと一緒にお仕事もされているケースはもう既にあったり、これからも出てくるでしょうから、そういったところも今後、県単位で把握していただいて、また農水の消費・安全局の方で吸い上げていただいて、幅広く消費・安全局の方で把握して、この制度がうまく発展していくように、またこういう協議会等でも検討していただきたいなと私も思いますので、事務局の方、どうぞよろしくお願いいたします。

○和田座長代理 福田さん、和田です。

この前、全然違う別の会議ではどうもありがとうございました。そこで懸念されていたことを今お話しになったかと思うんですけども、これは私の意見というふうにお聞きください。

ここにあるパターン1というのは、現在、獣医師に付与されているいろいろな権限とい

うか、そういうことを考えると、今後も行われていくであろうというパターンになると思います。要するに従来から行われているパターンです。

2の方は、リスト獣医師を活用したパターンですので、今もお話がありましたように徐々にパターン2の方に移行していった、これが日本の魚病のコントロールモデルというものに移っていくように是非ともしていったほしいというふうに私も希望しています。

ただ、現時点では法制上、なかなか昔ながらの形をシャットアウトすることはできないので、こういうものが残ってしまうかなというふうには思います。

ただ、その中で、福田さん、この前、御懸念があったように、県をまたいで活躍されている獣医師さんの場合ですけれども、処方箋がクライアントのいる県に残らないということがどうしてもありますので、そういった情報をきちんと共有するような形に徐々に移行していきたいというふうに考えております。

ですので、最後に福田さんがまとめられたような形に、今後進められればいいかなというふうに思います。

あともう1点、森友先生が最初におっしゃっていましたが個人情報の件なんですけれども、これについても実は少しうちの法学の専門の方とも御相談したんですが、医師法と違って獣医師法の中には守秘義務というのはありません。ですので、我々獣医師は守秘義務というのはいりません。負わないんですけれども、これもよく聞く話ではあるんですけれども、95年に、日本獣医師会が獣医師倫理綱領というものを、「獣医師の誓いー95年宣言」というものを出していますけれども、その中に、良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて専門職としてふさわしい言動を心がけるという条文が入っています。これをそのまま受ければやはり個人情報を迂闊に漏らすものではないということになります。

これは獣医師に求められる倫理観そのものになるわけなんですけれども、法令規則にはないんですけれども、いわゆる社会通念というものが我々専門職には関わってくるわけですから、そういった意味で守秘義務というのは法令順守ではないんだけれども存在することは間違いない、こういう理解になるかというふうに思います。

以上です。

○廣野座長 和田先生、いろいろ御説明ありがとうございました。

福田さん、森友先生、よろしいでしょうか。何かコメント等あれば。

それでは、ほかに今までのところで御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、今、幾つか御意見等を頂きました。その点も加味して、次回の協議会までに

また1番の部分については事務局の方で検討していただいて、次回にまた改めて改定案というか、そういったものを出して議論をまとめていきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、2番の魚病に詳しい獣医師の拡充について、というところで、事務局の方から説明をお願いいたします。

○中里室長 事務局です。

資料の12ページから説明を始めたいと思います。

魚病に詳しい獣医師の拡充について、まず実施項目の確認です。

国として魚病に詳しい獣医師の量的拡充について、数値目標を定め公表。水産試験場等でのインターンプログラムの活用、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラム受講などによる魚病に詳しい獣医師の人数の拡充というものが求められております。

また、量的確保につきましては、獣医師によるオンライン診療を可能とする仕組みを構築するなど必要な対策を講じるとされております。

現状でございますけれども、去年は都道府県の水産試験場に養殖魚の疾病に対応できる獣医師20名をリスト化して共有しております。

また、魚病に詳しい獣医師を育成するため、農林水産省はリストに申請した獣医師を対象に魚類防疫の研修プログラムを開設し、これまで50人程度が受講されております。今後、都道府県に連絡を取りまして、リストを共有したいと考えております。

13ページをお開きください。

このような状況に鑑みまして、前回頂いた主な御意見でございます。

多くは獣医師の質的向上についての御意見でした。

1つ目から、量にこだわりすぎ。やっぱり質も重要という御意見。

2つ目、私が一番期待したいのは、魚病がよく分かる獣医師が欲しい。

3つ目、魚病に詳しい獣医師といっても、魚類というものの分類学的とか生物学的に非常に広い。専門性を身に付けるということになったときには、大なり小なり地方公設試の魚病の方の協力が必要。

最後、再掲でございますけれども、それぞれの役割分担をもってチームで水産獣医療をきちんと進めていく。その中で獣医師がどういう位置付けにするか、ということの御意見を頂いております。

14ページでございます。

現在の獣医師のリストの登録状況を御説明いたします。

今年度になりまして、59名の獣医師の方がリストに申請しております。これは先月末、11月30日現在の数字でございます。それで、現在79名のリスト獣医師となっております。

こちらの方は日本獣医師会へ協力依頼をしましたり、獣医系大学のOBへのお願いをしましたりして、このように獣医師登録を増やしてきたところでございます。

下の方に少し資料を出しておりますけれども、左手の方から、水産動物診療の経験でございますけれども、まだ水産動物の診療経験がないとおっしゃる方が51名いらっしゃいます。1年から4年という方も9人くらいいらっしゃいます。また、右の方の円グラフでございますけれども、所属の一番多いのが小動物病院で4割程度でございます。あと企業や大学に所属されている方。そして、今、フリーであるとか、そういう方も3割くらいいらっしゃいます。

とはいえ、非常に経験も豊富で、またたくさんの魚病の対応をしたことがある。対応可能な診療も多種にわたるといふ専門性の高い経験がある獣医師の方も登録されております。

ちなみに、この例でございますけれども、共有させていただくリストにはこのような情報が載った形で共有させていただいております。したがって、先ほどありましたように、漁協さんで獣医師さんを選ぶ、都道府県で選ぶというときはこのような情報を参考にいただければと考えております。

15ページでございます。

こちらは獣医師の方の診療範囲でございます。

このリストの獣医師は、今のところ下の日本地図にありますとおり、全部の都道府県に所在しているわけではございませんが、リスト獣医師のうち62%は複数地域を訪問しているということで、広域に対応が可能と回答されております。

また、今、検討しております遠隔診療ガイドラインでございますけれども、この遠隔診療を活用することにより、遠い養殖場に対しても魚種ですとか診断内容により適切な診療体制が迅速に図られるものと考えております。

16ページでございます。

こちらの方、魚類防疫員等と獣医師双方の人材育成についてでございます。

真ん中の四角のところに御紹介しておりますけれども、この養殖衛生管理技術者養成研修、これがいわゆる農林水産省で実施しております魚類防疫士を養成するための研修でございます。

本年度はこちらのウェブによる講習によりまして、獣医師の方にも下記にありますよう

な専門的な講習をしているところでございます。また、獣医師の方には馴染みの薄かった養殖場の現地研修も近畿大学さんの御協力によりまして白浜の研究所で実施したところでございます。

今年度はこのような体制でございましたけれども、そのほかに水産技術研究所で通常開催されております症例研究会ですとか、先ほども申し上げましたような都道府県が実施されている養殖業者さん向けの研修会など、そういうものの活用も今後可能かと思っております。

また先ほど、御紹介いたしました魚類防疫員向けの研修の充実についても考えていかなければならないなと思っておりますし、こういう場を利用いたしまして、業者と一緒に学べる機会を増やしていきたいと考えております。

最後、17ページでございます。

こちらは拡充目標、数量目標を定めるということがございますので、ノルウェーとの比較をしてみました。下の表を見ていただきますとお分かりのように、魚類養殖生産量でございますけれども、日本は28万トン、そしてノルウェーは135万トン、ただし1つ飛んで養殖の魚種でございますけれども、日本は多種多様、そしてノルウェーは大西洋サケとニジマスの2種となっておりますので、体制、規模、大きく異なりますが、ノルウェーと日本とで類似しているところというのは、ノルウェーは獣医師のほかに、ここにいます魚病専門家という方もいらっしゃいまして、一緒に水産動物の医療を担っております。

我が国におきましても、獣医師さんだけではなく魚類防疫員の方、魚類防疫協力員の方、こちらの方が、今、養殖場の疾病対応で活躍されていると、そういうような事情がございます。

そして、数の比較でございますので、一番下の表でございますけれども、これらの水産動物医療従事者、この方たちが1人当たり対応する経営体というのは、どれくらいかと試算してみたところ、日本の場合は1人当たり2.5経営体、ノルウェーの場合は2.8経営体となっております、チームで取り組んでいるというところでは遜色ないのかなと、同等かなと思っております。

魚類防疫員と獣医師の役割というものも考えながら、その辺りの数字を目指していくのかなというところではございますけれども、参考までに、例えばノルウェーの獣医師さんは今は民間獣医師が130名ということでございますので、右端の表の参考と書いてあるところですが、例えば我が国の生産規模に比したら27人程度であるとか、前回御紹介

いたしましたが、養殖業成長産業化総合戦略にあります10年後、増産目標というのがございますけれども、これを鑑みますと、例えば39人から42人くらいかなと。経営体数で、というようなことをしますと、150人くらいかなと、そういうような試算をしてみたところでございます。

いずれにしても、数の遊びになってはいけないということでございますし、量と質両方ということがございますけれども、これらも参考にしながら今後どこを目指すべきか御意見を頂ければと考えております。

18ページでございます。

先ほど御紹介した前回の委員の皆様の御意見でございますけれども、まずその獣医師の質的拡充が重要であって、そして魚類防疫員等と獣医師のチームで養殖魚に対する診療を進めていくことが重要とされましたので、これを踏まえますと、対応の方向性でございますけれども、リストに登録していただいている獣医師に対する質の向上のための研修を充実させること。

そして、獣医師と魚類防疫員との連携の気運の醸成をすること。また、遠隔診療も活用した複数地域への対応の充実をやること。こういうことを行った上で、適正な目標の在り方について御意見を頂きたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

18ページを皆さん見ていただきまして、その上の段のところに、前回までの意見が書かれていまして、獣医師の量的拡充というよりも質的拡充が重要になってくるだろうということ。さらには魚類防疫員と獣医師等々のチームで診療を進めていくことが重要だろうという御意見がございまして、今日新たに御説明いただきました点では、リストに登録していただいている獣医師が増えてきて、今は80名近くになっていますと。

今後、獣医師と魚類防疫員との連携の気運の醸成が必要だろうし、遠隔診療も活用した複数地域への対応のことについても考えていく必要があるでしょうということで、80名近いリスト獣医師がいますけれども、今後、質の向上、さらには連携、遠隔診療といったことを考慮した場合、今後、どれぐらい、80名程度で十分なのか、もう少し増やした方がいいのかとか、質的な拡充をどうすればいいのか。現在、近畿大学の御協力で現場研修なんかもしていただいているわけですが、そういう点についても委員の皆様から御意見を頂ければと思います。

いかがでしょうか。

岩下さん、お願いします。

○岩下委員 保護協会の岩下です。

今回、研修会をやらせていただいている立場から考えたことなんですけれども、やはり現場で即戦力として加わっていただく獣医師さんというのがこれからやはり当然求められていくものだと思うんですけれども、国の研修事業でやっていただいている研修会の方、主に今までは魚類防疫員であるとか、協力員になる方々を教育するプログラムで長年やってきたものなんですけれども、割と満遍なくいろいろな幅広い知識を勉強していただくというふうなやり方でやってまいりました。

西の海面養殖をやっているような県の方にも北のサケ、マス類の魚病の勉強をしていたいたり、また逆の立場もあつたりもするんですけれども、ただ、なかなか獣医師さんを対象にした場合には、そういう満遍なくというよりもむしろ、漁協さんから求められている、漁協さんが扱っているような魚種に関して特化したような、そういう知識の方がすぐに求められるものじゃないかと思います。

ですので、魚類防疫員とあと獣医師と両方の研修を充実させて共に勉強していただくような、教育をしていくようなという方向性だと思うんですけれども、与えるべき教育内容というのは何か2つの路線ができてしまうのではないかなというところを私としては考えなければいけないと思いますし、危惧するところでもあります。

質問というよりもコメントに近いところなんですけれども、以上です。

○廣野座長 岩下さん、どうも御意見ありがとうございます。

実際に、現場で研修に立ち会われて思われることとして、今、御意見していただいたと思います。その獣医師がこの魚病に入ってくるときの考え方だとか、そういうものと実際の魚類防疫員との立場とかも違うので、研修についても今後検討していく必要があるのではないかということだったと思いますけれども、この点に関して、何か事務局の方でお考えだとかございましたら、いかがですか。

○中里室長 岩下委員ありがとうございます。

確かに専門性を付けるという点では、今の魚類防疫士養成の研修というのは一般的なものののかなと思っております。現在の魚類防疫士になられた方も、その後都道府県の自分の持ち場に帰って専門性を付けていくという、そういうような実態もございます。

今回の農林水産省でやる研修というのは、まずは基本的な基礎知識と考えておりまして、

その後はやはり都道府県さんの御協力を頂きながら研修会や現場の方の症例研究会などでお声をかけていただくなどして、オン・ザ・ジョブトレーニングという用語があるかもしれないけれども、現場の状況なども教えていただければと考えているところでございます。

以上です。

○岩下委員 ありがとうございます。

私がちょっと心配なのは、獣医師さん、当然本業を抱えている中でまた新たに研修を受けて、知識を付けていくという、専門的な即使えるような知識が恐らく必要になってくると思うんですけれども、片や都道府県の方々もやはりなかなか人が少なくなってきたりとか、そういうところで、以前からできればもう少し絞ってとか、そういう要望もあったりもするので、今までの研修のやり方と大分変えていかないと対応できないのではないかなと、そこに獣医師さんへの教育が加わってきて、今後、やはりここら辺は考えていくところではないかと思った次第です。

以上です。ありがとうございます。

○中里室長 岩下委員、ありがとうございました。

○廣野座長 岩下さん、どうもありがとうございました。

もうかなり以前から私も、資源保護協会の方にはお願いというか、文句ばかり言っているわけですが、その文句の1つとしては、今もちょっと出てきました、魚類防疫員と獣医師さんとの違いというお話がありましたけれども、長年魚類防疫士の研修を担当していて感じていることは、何年も魚病に関して現場でやってこられた方も改めて魚類防疫士の資格を取りに来られるし、県に入ってすぐのような人も取って来いと言われて来るし。

そういう現場での経験が違う方を一緒にくたにして、今、魚類防疫士の研修というのはされているわけで、それはすごくやりにくいということは以前から私は申し上げてきておりますので、獣医師が入ってくるからということも1つのきっかけにして、魚類防疫士の研修制度というのは、いま一度、見直していただければなと私からも強くお願いしたいと思います。

○岩下委員 廣野先生、ありがとうございます。

○廣野座長 よろしく申し上げます。

続きまして、森友先生、お願いいたします。

○森友委員 私からの意見としては、今回、私もウェブによる講習を受けさせていただい

ており、非常に内容は満足しているんですけども、それに付け足していただきたいのは、どちらかというと分類学などです。というのは、同じクチの病原性のときも、この魚種とこの魚種が近いとか、また、ワクチンに対する応答も似たようなものが考えられると思いますので、その点、今、現状、養殖されている魚類がどういう分類学的な位置にあるのかというのが重要なと思っています。

あとはそんなところですよ。

○廣野座長 森友先生、コメント、御意見、ありがとうございました。

続きまして、中居先生、お願いいたします。

○中居委員 岐阜県の中居です。私の方からは、先ほどの魚病の迅速診断体制の構築とも絡みますが、魚病に詳しい獣医師の拡充、まず質的な向上が図られつつあるという前提でお話しします。知識のほかに、情報は必ず診断のときに必要になってくるわけです。情報というのは隣接する地域、あるいは魚種によっては全国的な地域が必要になりますし、また魚種ごとの情報も必要になってきます。

そうすると迅速診断体制と獣医師の拡充との間でどのように情報をつかんでいくかを考えると、情報をリンクしていかなければうまく回っていかない。ただ、個別の説明を聞いていると、迅速診断体制は都道府県の中だけか、もう少し広げたところを想定していて、獣医師の拡充の方ではいろいろと研修や研修会の参加で、見聞を広げていくことは見えますが、これらのリンクの仕方が私にはよく分からないというか見えない。

先ほど岩下さんがおっしゃられた獣医師という、ほかの生業を抱えている中で、どのように効率的にそういう情報を獣医師の方に提供していくのかというところが見えないです。

例えば、我々の地方公設試は、先ほどの国が主催する会議や隣接するブロック単位の会議にも出ますし、任意で組織している魚種別の魚病の会議にも出ることができるわけです。

それは我々仕事でやっていますから、どうしても必要だということになったら、任意の研究会の設立はそんなに難しいわけではない。そのようなものを獣医師さんに自発的に求めるのは土台無理な話、少なくとも現時点では非常に難しい。ただ、獣医師をこれから全面に活用していくとなれば、このような情報というのは本当にリアルタイムで必要になってくるはずですよ。

そのあたりの具体的な様子が見えない。今、お話を聞いていたところでは。そのあたりの具体的なこと、あるいは構想、ごく近い将来的にはどうしていきたいかというところは何かお考えはありますでしょうか。

○廣野座長 中居さん、御質問、ありがとうございます。

この点について、事務局の方から何か。

○中里室長 現場の実情や、それから獣医師さんの生業を抱えている中での都合なども今後考えていかなければならないと思っております、今、具体的にこういうものということをお示しできるものではないのですが、今後、リスト獣医師の方との意見交換ですとか、あるいは都道府県の方の行っている症例会、研究会やブロック会議などとも調整、相談などを踏まえながら今後作っていきたいと考えております。

○廣野座長 ありがとうございます。

中居委員が言われるようなことは本当に今後、獣医師の方に魚類防疫員等々と一緒に活躍していただくためには、何らかの工夫は必要になってくるかと思っておりますので、今日、中居委員から頂きました御意見なんかも踏まえて、また次回に何らかの提案ができるように考えていければいいなというふうに思います。

事務局、座長、副座長の和田先生も交えて、何か検討、意見交換できて、また改めて皆さんに情報提供とか提案とかができるようにしていければと思います。

今の中居先生からの御質問に対しては、ダイレクトな回答にはなりませんでしたが、今後の課題とさせていただければと思います。

続きまして、森友先生、お願いします。

○森友委員 度々すみません、先ほど言い忘れていたんですけれども、獣医師の方で、水産系の大学でお勤めの方がいらっしゃいますので、そういった方をコアにするのはどうかと思ったんですけれども、実際には福井県立大にも1人いて、あと日大の旧水産学科にもいらっしゃいますので、あとは日大の獣医の方にも私の同じ部屋の中に30代半ばの先生がいらっしゃいますので、そういう将来にわたって魚病を生業とする方がいらっしゃいますので、そういう人を中心にシステムを作るのはいかがかなと思いました。

以上です。

○廣野座長 森友先生、御提案ありがとうございます。

事務局の方からも何か御意見を聞ければと思いますけれども、本当に森友先生が言われるように、水産系の学部、学科で教員をされている獣医師の資格をお持ちの方もおられますし、それから水産技術研究所にもおられますので、そういった方を今後うまく取り込んでいって、お若い方がそういう方は多いですので、そういう方を中心にうまく何か連携していくような計画を出していければいいのかなというふうに私は感じております。

事務局はいかがでしょう。

○中里室長 森友委員、ありがとうございます。

今、おっしゃったような心強い御提案だと考えております。水産が専門である獣医師さんという方、またリスト獣医師の中でも専門性がある、経験年数もある方などにも御相談をしながら、どのような御協力を頂けるかを具体的に検討させていただきたいと考えております。

○廣野座長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

和田先生、お願いします。

○和田座長代理 これは岩下さんの御質問とそれから森友先生のコメントにも関連するんですけども、森友先生も獣医学科で魚病学を教えていらっしゃいます。私も同じように教えていますし、獣医学の教育のコアカリキュラムというものがあまして、これの策定に関しては私と森友さんはバディなので、2人でいろいろ考えてこれまでやってきたという経緯がございますけれども、少なくとも私が教えている幾つかの大学では全て3年生から4年生が対象になるわけです。

彼らは解剖学、組織学、発生学、生理学、病理学、微生物学の中の真菌、細菌、ウイルス、寄生虫、こういったもの、あと薬理学、生化学、こういったものをある程度修めて、その魚類への展開という形で教えています。なので、1から教えているわけではないです。

ただ、分類に関してはいろいろ教えなくてはいけないんですけども、森友先生が御心配の分類について、今、非常にドラスティックに変わっていつてしまって、一番最新の分類学を持ってきてしまうと混乱するだけだと思います。

なので、水産医薬品の使い方という小冊子がありますが、あれに出てくる括りで僕は教えています。非常に古い分類なんですけれども、なので、岩下さんがおっしゃるように、獣医師を対象とした研修を考える場合は、その個々のバックグラウンドみたいなものをまず考慮して、総論的なものと各論的なものに大きく分けて、もう一度考え直していただけると大変有り難い。我々も協力は惜しみませんので、是非一緒に御相談させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○廣野座長 和田先生コメントありがとうございます。

中居委員からメッセージが、もし御意見、御質問があればお願いします。

○中居委員 岐阜県の中居です。

先ほどの岩下さんの御質問というか、御意見に関連しますが、魚類防疫士の研修は、一番最初に習うという意味ではやはり必要で、一通りの知識というのはやはり診断にはどうしても必要になってきます。

ただ、地方公設試の魚病担当者が実際に診断するときの、どのようにして診断したらよいかという研修というか、技術というのは、大体は前任者、あるいは各地方公設試の先輩方から受け継いでいるのがベースになっているという状況にあるのではないかなと思います。

ただし、実際にその診断については、他県の方が実際に診断しているところを見ることは、よほどのことがない限り見ることはできないのですね。そのような技術というか、手法というのは意外に各都道府県でも閉鎖的になっているわけです。

今は地方公設試の人員も減ってきており、技術伝承の断層もあってうまく引き継がれていない都道府県も多いと聞いています。これは獣医師さんの方に目を向けると、実際に診断するところを見たいというニーズが今はないかもしれないですけど、今後出てくるのではないかなと思うわけです。

そのあたりは本当にマンツーマンの指導になってくるので、なかなかすぐ実現とはならない。私の経験で言ったら、あるとき会議で他県の人から、私の普段の診断を1から見たいと言われたことがあった。その県の方は魚病の先進県でもあったので、受けるのは本当はいぶかったのですが、いや、技術伝承の断層があって、うまく引き継がれていないので、是非見たいと。そこで、日程を調整して、病魚も持参して戴き、実際に病魚を使って、手順を示し、その手順をある程度文章化して、全て文章化はできなかったのですが、ここはこうやってこうやるんだよ、というのを見せたことがあります。

彼らはビデオに撮って、自分達でマニュアル化して、それを基準に診断に使っているとのこと、現実的なものはすぐに役に立つ研修となったら、このような方法でしかなかなか伝えていくことができないんじゃないかと。

これは人的にも状況的にもなかなか難しいことではあるのですが、最終的な研修の形として、どこか頭に入れて、将来の研修事業に組まれていくべき項目になってくるのじゃないか。それは獣医師さんだけでなく、地方公設試の方の技術伝承にも役立つのではないかと個人的には思っているところです。

以上です。

○廣野座長 中居委員、貴重な御意見をありがとうございます。本当に正にそのとおりで、私も幾つかの県を見させていただいたこともありますけれども、やはり県によってちょっとずつ違うし、県によってメインで扱っている魚介類も異なってきたりもします。

あともう一つ、皆さん御存じの方もおられると思いますけれども、水産資源保護協会が昭和の後半から平成の初めに魚病診断に関してのDVDシリーズを出しています。私はあれを助手になって授業始めたてのころは、学生なんかにも見せたりしていました。今でも研究室に入ってくる卒論の学生にはあのDVDの一部を使って話をさせていただいたりしていますので、そういったDVDなんかを今後活用していくというのもありなのかなというふうには感じております。

中居委員、御意見、ありがとうございます。

中居委員からの御意見を事務局の方で組み入れて、また次回の議論に役立てたいと思います。

岩下さん、お願いします。

○岩下委員 委員の皆様の御意見、非常に有り難いところです。

やはり総論と各論というふうに分けて考えて、満遍なくやる部分はやって、なおかつそれぞれの獣医師さんなり、あとは防疫員の方もそうなんですけれども、その地域に即した対応する魚種に即した形での突っ込んだやり方、方法を伝授するような、そういう研修会、二段構えでやるのは非常にいいのかなというふうにお話を伺いながら思ったところでございます。

大変ありがとうございます。いろいろ参考にさせていただきます。よろしくをお願いします。

○廣野座長 岩下さんどうもコメントありがとうございます。

水産資源保護協会だけではなく、消費・安全局等とも一緒になって、魚類防疫員の研修だとか、獣医師の研修なんかについてより良いものにしていただければなというふうに感じております。

ほかにこの魚病に詳しい獣医師の拡充について、御意見、御質問はございますでしょうか。

なければ続きまして、ワクチン接種等感染症対策の在り方について、ということで事務局の方から御説明をお願いいたします。

○中里室長 それでは、19ページから、ワクチン接種等感染症対策の在り方について、御

説明いたします。

まず、「規制改革実施計画」の実施項目の確認でございます。感染症のように、一気に広まり被害が大きくなる魚病の対策については、ワクチン接種の義務化などの対策の在り方について、ノルウェー等の諸外国の取組も踏まえ、魚病対策促進協議会で検討するとなっております。

前回の議論で、確認いたしましたノルウェーと我が国の現状につきましては、下の方に記載のとおりでございます。

続きまして、20ページでございます。

前回の協議会における委員の皆様の主な意見でございます。

1つ目、日本の場合もワクチンの義務化をしなくても、効くワクチンは使う。私らもほとんどワクチンを使っています、というお話。効くワクチンさえ作ったら義務化しなくても十分、皆さん使うという話がございました。

次は、ワクチンの義務化は不要だというのは、ブリや、大分の事例や鹿児島、愛媛、高知もほぼその状態になっている。ノルウェーが規制をやめた状態になっているから不要だ、発展的解消で必要ないという意見。

3つ目、義務化とかは結局経済的にはどうなんだということ。また、よく効くワクチンでも魚価などもございますので、ワクチンを使った方が経済的にも得、病気の蔓延も防げますということを説明することが大事。

4つ目、ワクチンの対象疾病の被害率を考えるべき。最大でも1、2割の被害を軽減させるだけのために義務化までして大きな負担を生産者に加えて、一体どれだけのリターンがあるのかという御意見。

21ページでございます。

こちらの方も重要疾病に対してのワクチン開発をもっと行政からも促進してほしい。

最後、ワクチン注射の作業が非常に現場での大きな負担になっているというような御意見を頂いております。

これらをまとめますと、以上の3点にまとめさせていただきました。

ワクチンは疾病予防に重要だが、効果が高いワクチンは十分接種が進んでおり、現時点で義務化が必要な状況にはない。

2つ目、ワクチン接種はワクチンの効果、接種のコスト、労力、魚価等を踏まえた費用対効果を考慮する必要がある。

3つ目、ニーズを踏まえたワクチン開発や改良は重要である。というような御意見だったとまとめております。

22ページでございます。

こちらは委員の御意見にもありましたが、魚種別の魚病被害の状況でございます。

下の方に平成30年度の生産額として推定でございますけれども、被害額の多いものから魚種、そして、被害割合の高い疾病というものを挙げております。

先ほど、我が国の養殖形態は多種多様に富んでいるという御紹介をいたしましたけれども、それに伴いましてか疾病も多様化しているところでございます。

例えば、下の方のブリ類、生産額1,240億ほどございますけれども、被害額は36億程度でございます。被害割合の高い疾病としては α 溶血性レンサ球菌、それからレンサ球菌、これは未同定でございます。また、ノカルジアというものがあり、上の2つはワクチンもあるというようなものになっております。そのような状況で下の方からこの表を見ていただければと思いますが、多様な病気があり、またその被害率も多様でございますし、ワクチンがあるもの、ないものとなっております。

こういうような疾病に有効に対応していくには、ワクチンの開発というのは非常に重要ですが、ワクチンの開発には生産額が大きいというような経済的に対する影響ですとか、対象疾病の被害率ですとか、費用対効果を考慮する必要があるというような御意見だったとまとめております。

続きまして、23ページでございます。

前回の協議会ではノルウェーのワクチン接種の状況を御紹介させていただいたところでございます。

その後、事務局の方でノルウェー以外にもチリ、アメリカ、カナダ、オーストラリア、タイの方のワクチン接種の状況の方を在外公館などを通じて調べたものをまとめた表でございます。

下を見ていただきますと分かりますとおり、義務化をしている国というのは廃止されたノルウェーを除きますと、チリが実施しているということでございます。ただし、ほかの国は、義務化はないというような状況でございます。チリがワクチン義務化をしたところでは、例えば伝染性サケ貧血症を義務化しているというのと、一部地域で2017年からピシリケツシア等を義務化しているということなんですが、チリ政府によれば、この疾病、特に上の貧血症の方は非常に経済的な打撃を与えたというようなこと。

また、抗菌剤の使用量が563トン、これはノルウェーの500倍と言われておりますけれども、そういうような使用量が多くなってしまったというようなことも影響しているというふうに聞いております。

また、我が国以外の国というのは養殖魚種の方もサケ類に特化しているとか、そういうような事情もあるのかなというふうなものがこの表から見えると思います。したがって、ワクチンの種類なども限定的とされております。

24ページは、先ほどの表の生産の多様性と特化というところのデータでございます。我が国は非常にカラフルな円グラフになっておりますけれども、ブリ類を中心に、マダイ、ギンザケ、クロマグロ、ウナギなどございますが、その他というのも非常に細かく分類されております。

それに対しまして、ノルウェー、オーストラリア、チリ、カナダはアトランティックサーモン、太平洋サケが中心。アメリカはナマズ、そしてタイもナイルティラピアなどが中心と、そういうような状況になってございます。

ワクチンにつきましてはこのような状況、諸外国の状況を調べたところ御報告させていただきます。

ワクチン以外の感染症の対策でございますけれども、25ページ、こちらの方は消費・安全局の方で取り組んでいる防疫対策の御紹介でございますけれども、地域一体で防疫対策を行うことをモデル的に取り組んでいるものでございます。

衛生管理というようなもの、あるいは定期的なサーベランスや組織的に地域一体でワクチンを接種することを推進する内容などに取り組んでいるところでございます。このような取組によって、感染症対策を最適化することを目指し、こういうようなモデル事業を行う中で最適化したものが全国に普及されればと思っております。

26ページの方は、先ほども御紹介いたしましたけれども、「漁場改善計画」というものの御紹介でございます。

こちらの中にも、漁場改善を図るための措置ということで、農林水産省の方から告知、基本方針が出ておりまして、赤で囲んだところでございますけれども、魚病の予防と対策のための措置を取るよにということの方針を定めているところでございます。

ここに書かれているように、健康な種苗の確保に努めることであるとか、魚病の発生や分布の状況をモニタリング、注視するですとか、あるいは病魚やへい死魚を発見した場合は速やかに取り上げ焼却する。

また、投薬に当たっても抑制の観点から統一的かつ計画的な投薬を行うとともに、投薬に関する必要事項を記録して保管すること、ということを方針として示しているものでございます。

27ページは、先ほども御紹介しました「漁場改善計画」の1例でございますけれども、このような方針に従いまして、各漁業協同組合さんで作っている目標の例でございます。このようなものを作って取り組んでいるという御紹介でございます。

このような、御紹介させていただきましたけれども、委員の前回の御意見、そして国内外の状況を踏まえた感染症対策の方向性を考えますに、以上の3点を方向性としてお示しをしているところでございます。ワクチン接種の義務化よりも既存ワクチンの改善、新たなワクチン開発が重要であること。

2つ目、今後疾病発生状況、被害率や生産量及び養殖業者のニーズなどを踏まえてワクチン接種の進め方について検討すべき。そして、地域一体で複数の防疫措置を組み合わせ、ワクチンだけというわけではなく衛生管理なども含めながら感染症対策を最適化するということを検討すること、というような方向性を示しております。

以上でございます。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

このワクチンの義務化云々というのは、たしか規制改革委員会のワーキングの方から水産でワクチンの義務化をしたらどうなんだというような御意見があって、この協議会で検討を始めるということになったわけで、今の説明にもありましたように前回までのこの委員会での協議では、ワクチンの接種を義務化するよりは、28ページに書いてございますように、既存のワクチンの改善や新たなワクチン開発が重要である。

ただいま事務局からの御説明でも、諸外国でのワクチンの例についても御説明を頂きましたけれども、実際に義務化するというのはチリのピシリケシア症においてのみということで、ノルウェーも以前はしていたけれども今はしていないということで、その他義務化している国はないと。

ここには書かれていませんでしたが、28ページの上の方に新たなワクチンの開発というところでは、既存の不活化ワクチンでは効かないような場合は、例えばカナダではIHNウイルスでDNAワクチン、それからEUではISAウイルスで、それに対してのDNAワクチンを承認するというので、新たな形のワクチンの承認という方向に進んでいる場合もあると私は理解しております。

それで、この検討の中では、28ページにも書いてございますけれども、今後疾病発生状況、被害率、生産量、養殖業者ニーズを踏まえてワクチン接種の進め方についても議論していきましょと。さらにはその感染症対策を最適化するための体制だとか防疫措置、いろいろ検討していくことはありますけれども、ここでの大きなお題目でありますワクチン接種の義務化ということは必要ではないのかなという方向で考えていけばよいのかというふうに私は理解をしております。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

福田さん、そちらが使えるのが5時半までということなので、もし何か御意見、コメントございましたら、先にお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

特にありませんということで、ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。中易さん、どうぞこのままミュート解除して御発言ください。

○中易委員 事務局からのお話のとおり、あと廣野先生のお話のとおり、ワクチン接種の義務化よりもやることあるだろうという考えに賛成します。市販ワクチンは既にもう打たれていて、ワクチンの対象疾病被害は非常に少なくなっている、と考えております。

今回の表を見て、ブリでのレンサの被害というものが非常に大きくなっているのが驚いたんですけども、何年か前の資料では、レンサの被害は1割程度なんです。これはやはりレンサⅡ型でワクチンが効かないからこのような被害になっているという気がしますので、やはり効くワクチンさえできれば、また打たれるようになり、被害も小さくなるだろうと考えております。

その点は共立の高野さんから、いろいろお話も聞きたかったのですが、そのように考えております。

ここに書かれているように新たなワクチン開発が重要ということですが、サケ科でIHNのDNAワクチンについて先ほど廣野先生もおっしゃってございましたけれども、こういうDNAワクチンなど、新しい形態のワクチンを承認するという方向で進めていたれば、有効性の高いワクチンが市販され、サケでのワクチン接種につきましてもかなりの接種率が見込めるだろうと思ひますので、是非そのような方向での検討もお願いしたいと考えております。

それと同時に、ワクチン承認の対象魚種、これの拡大についても検討していただければ

更にワクチン接種率というものは上がってくると考えております。

最後に、複数の防疫措置を組み合わせるといってお話がありましたけれども、消費・安全局で進めている水産防疫事業、この中で、アクアレオウイルスなど、異体類で被害を出している疾病について取り組んできました。この疾病は稚魚が対象になっているため、ワクチンを打つことが難しいのですが、このような疾病に対しても病原体の検出手法や消毒法を開発することで、水産防疫事業の研究の中でかなり防疫が可能になりました。このような事例もありますので、そうした研究の後押しをどんどんしていただく方がワクチン接種の義務化よりも効果的ではないかと考えております。

以上です。

○廣野座長 中易さん、いろいろと貴重な御意見ありがとうございました。私も幾つか関係していたりするところもございますけれども、今、中易委員からありましたいろいろなコメント、意見は今後取り入れて、中にはお金が必要になってくるようなこともありますけれども、やはり現場からの声ということで、水産庁、あるいは農林水産省の方で事業化していただいて、こういう防疫対策をより進めていただければというふうに思います。

中居委員の方から御意見があるということで、お願いします。

○中居委員 岐阜県の中居です。

今、中易さんが言われたことでもありますし、どなたかちょっと覚えてないですが、前回の会議でも効くワクチンなら皆さん打つと。正しくそのとおりだと思います。ワクチンは今市販されているものでもいろいろな状況があって、一番すごいのは打ったら免疫はできるし、排菌までしてしまうというワクチンと思いますが、なかなかそういうものはできない。ワクチンも万能ではないということがまず1点ありますので、25ページで示されましたような複数の防疫対策を取り入れて防疫対策をやっていくということはやっていかざるを得ないのではないかなと思います。

また、魚種毎に全国的な流通経路は全く異なると思います。

そこを都道府県単位で把握するのは非常に難しい。コイヘルペスウイルス病が霞ヶ浦から、全国に広がったのは分かったのですが、私もあのときにびっくりしたのが、コイは生け簀で簡単に畜養できるものですから、一台のトラックで、岐阜県で少し降ろして、隣の県で少し降ろして、高速を使って長野県まで行ったりと、そのような移動実態を初めて知ったのです。

活魚輸送まで含めた具体的な移動経路を事前に知っておくことは何かが起こったときに

手を打つために必要なことだと思いますので、感染症対策の取組の中に是非活魚も含めた移動経路、生産地からどのように行っているのかと、種苗がどのように広がっているのかというのは常日頃から把握する必要があるのではないかと。これができるのは国しかありませんので、そのあたりのところも是非感染症対策の中で取り込んでいただければというふうに思います。

以上です。

○廣野座長 中居委員、いろいろ貴重な御意見ありがとうございます。

最後の点ですけれども、これは国へのリクエストということで、感染症が拡散していくときには研究者、あるいは都道府県の試験場の方たちが全く予想しないような形で拡散していく可能性もあるということで、そういう生きた動物を動かしたりするときについても魚病対策として何らかの情報を、国あるいは県として把握しておく必要があるのではないかとということで、それは本当にごもっともだと思います。

特定疾病なんかは輸入感染症として着地検査があったり、いろいろ入ってきた生き物がどう動いたかというのを監視するシステムが出来上がっているわけですが、国内ではそういったことはされていないので、今後そういうことについても御検討いただければというふうに思いますし、事務局の方、どうぞ御検討をお願いしたいと思います。

何か今の点で事務局から今、御意見とかがあれば。

○中里室長 中居委員の貴重な御意見ありがとうございます。

移動経路の把握、重要なこととは承知しております。当方の方では、防疫対策要綱に基づきまして、種苗につきましてはどこで入手したかということを中心に把握し、記録しておくことというふうに決めておりますし、先ほどの二枚貝などの疾病に対しましても注意喚起をしたところでございますけれども、なかなか製品になって食べ物になってからの流通経路というのはなかなか把握が難しいところもございますけれども、今は水産物だけではなく全体的にトレーサビリティという観念が広まってございますので、その一環で水産庁などとも連携しながら、できるだけの把握ができればなと思っております。

以上でございます。

○廣野座長 水産庁、あるいは農林水産省の方で、また今後御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、このワクチン接種等感染症対策の在り方についてというところに関しまして

は、28ページに事務局の方でもまとめていただいておりますように、今後、防疫措置を組み合わせた感染症対策を最適化する方向で検討していく。そのためには生々しい話ですが、いろいろな研究費も必要でしょうし、いろいろなお金がかかってくると思います。

地方の行政もお金がないし、大学もお金がないので、そういうことはやはり国の方で措置していただく必要があると思いますので、予算の獲得もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の議題の1番に関しましては以上ということで、続きまして、今後のスケジュールについて、事務局の方、お願ひいたします。

○中里室長 事務局です。資料2でございます。

今後の協議会の開催スケジュールでございます。

本日は、下から2つ目の第4回協議会で行いました。3点、御議論していただきましてありがとうございます。

事務局が皆様の意見に基づきまして取りまとめました方向性、おおむね御了解いただいたと思っておりますので、その方向性で次回ここにありますように「規制改革実施計画」実施項目への対応について、ということで迅速体制の具体案、そしてかかりつけ獣医師の定義、また拡充目標とそれから感染症対策の在り方についての具体的な提案を用意して御議論いただきたいと思いますと思っております。

なお、次回の会議でございますけれども、併せまして、水産用医薬品の使用基準の見直しの現在進めている状況、そして新たな養殖業者さんのニーズを踏まえた調査結果などの御紹介ができるかと思っております。また、魚病対策の迅速化に関する評価についてもこれまで行ってきたところを御評価いただくことも予定しております。

以上でございます。

○廣野座長 今後のスケジュールについて御説明いただきました。今年度内にもう一回この協議会を開催させていただきまして、今日まで頂いた御意見を次回に方針として出させていただきます、この協議会として取りまとめを次回させていただきたいというふうに考えております。

それで、その次の議題としては、その他ですけれども、本日の意見交換なんかも含めて改めて何か御質問、御意見がございましたら、今、お受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

もし今すぐなくても、メールで事務局の方に投げいただければ、またその御意見を吸

い上げて次回のこの協議会の方に出させていただくという方向でさせていただきたいと思
いますけれども、もし今、ございませんか。

ないようでしたら、それでは以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

○中里室長 スケジュールについて補足なんですが、次回の協議会は年度内と申しまして
も、割合早い時期、年明けの1月末から遅くても2月上旬には開催したいと思っております。

今、日程の調整をしていただいているところでございますけれども、改めて日程を決め
まして、また御連絡したいと思います。大変お忙しいところではございますが、よろしく
お願いいたします。

○廣野座長 次回もオンラインという感じですかね。コロナの状況次第というところでし
ょうか。

○中里室長 そうですね。

○廣野座長 分かりました。割と早めに次回は開催されるということです。

その他、事務局の方から連絡事項はございますでしょうか。

○猪狩班長 事務局です。2点ほど御連絡させていただきます。

先ほどお話にありました次回の協議会の開催日につきましては別途調整させていただきます
ますので、よろしくお願いいたします。

2点目につきましては、今回会議で使用しました資料は後日農林水産省のホームページ
上に公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上になります。

○廣野座長 ありがとうございました。

それでは、これで本日の第4回魚病対策促進協議会を終了させていただきます。

皆様、御協力、どうもありがとうございました。

午後5時41分 閉会